

## 平成 25 年度 伊佐市資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 27 日から平成 26 年 9 月 8 日まで

### 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

#### ○公営企業会計に係る資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	—	20.0
法 非 適 用 企 業	簡易水道事業特別会計	—	20.0
	農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※ 「資金不足比率」は、資金不足を生じていない場合、「—」で表示する。